

Title	国家と失業並に失業者
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.6 (1923. 6) ,p.823(1)- 847(25)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

作アラルト・ニ
譯 二禮田黑

代表表現派轉變

獨逸表現派の奇才エルンスト・トルラーは革命的な情熱と豊かな詩想を持つ天才である。歐洲大戰が齎した惨害を痛感した彼が戦争を呪ひ、軍國主義を否定して、自由と平和と世界同胞の理想に燃ゆる社會革命劇がこの戯曲「轉變」である。表現派の代表戯曲として全歐洲に轟かれたこの傑作は黒田氏の麗筆によつて邦譯され、美装を凝して出た。表現派の藝術を知らんとする者の必讀の好著である。

最新刊
菊原泰一
裝幀 十三圓
錢 十二

獨 在
著 二禮田黑

蝙蝠日記

新しい革命獨逸の苦悶と憂鬱と希望とをこのやうに生々と描き得た通信は世に現はれてゐない。表面的な政治的事實に捕はれたり、數字を無意味に羅列したり、新しいことでも價値のない事實を仰々しく並べて得意がつてゐるのは違つて、著者の深刻な社會心理的觀察と流麗な藝術家的取扱ひとを以て紹介された獨逸は懐しく生動してゐる。「解放」誌上に連載して湖の如き歡迎を受けた本書は出た。

最新刊
菊原泰一
裝幀 九圓
錢 十二

大 閣 燈 大 路小川今田神京東
詰南橋休三市阪大

三二三一段九・京東 電 八一六三三京東 振替
三〇八一 南・阪大 話 五五二七二阪大

三田學會雜誌 第十七卷 第六號

論 說

國家と失業並に失業者

堀江 歸 一

歐洲戰後交戰諸國に於て、復員の行はれると共に、失業者の必ず勞働市場に増加すると云ふことは、諸國政府の略ぼ覺悟した所であつて、失業防止に關する計畫も亦種々の方面に行はれたようであつた。唯戰爭終熄直後に於ては、諸國は今日の如く戰後數年に互つて、不景氣の繼續するものとは考へず、寧ろ普通に行はれる經

第十七卷 (八二三) 論 說 國家と失業並に失業者 第六號 一

濟的循環期の働さに依つて、當然景氣恢復の機運に接するものと信じて居つた次第であるのに、不景氣の勢は次第に濃密と爲り、勞働市場は復員と不景氣とに挾撃されて、失業者の實數をして甚だしく多からしめることゝ爲つたのである。然しながら歐洲諸國の今日現に爲しつゝある所を見れば、如何なる國と雖も、失業問題を閑却して居るものはない。失業が起り、失業者の生ずることを以つて、社會の治安若しくは國民經濟の維持に重大なる關係を有するものと認め、以前は地方自治體の處理に委ねて居つた此問題を今や國家自身の手に於て、解決するに至つたのである。

何を以つて失業者とするかと云ふことは、既往に於ては兎に角、今日に於ては見解の明なるものがある。即ち人が賃銀を獲得する爲めに、職業を求めて居るが自己の能力に適し、又地方に行はれる標準から判断して、道理ありと考へられる條件の下に職業を得ることの出来ない場合に、其人を失業者とするのである。随つて老齡、疾病、心身に於ける缺陷、勞働に對する嫌忌等が原因と爲つて、職業に就くを得ない者、之に就くを欲しない者は、之を失業者の内から除外すると共に、或る生活標

準を維持する爲めに、其標準以下の職業に就くことを拒否した者は失業者たることを妨げない。是れは要するに勞働組合の勢力の社會に認められて來た結果として生じた事實である。蓋し勞働組合に於ては組合員所在の地方に就て、必ず或る標準を定め、組合員をして此標準以上の勞働條件を事業主に要求せしめることとする。此事たる、勞働組合は團結の力を藉りて、其使命とする勞働者の地位改善を期する點から考へれば、實に根本的條件を以つて、目されなければならぬ所である。故に若しも勞働者が此標準以下の勞働條件を提示された場合に、之を峻拒して、職業に就かず、斯くて職業を失つたとして、之を自己の我儘から就業の機會を得なかつた者と認めたらば、結局勞働組合の標準維持を困難ならしめる。此維持に資する考へで、標準以下の職業に就くことを峻拒した者は、之を失業者として勞働組合に於て、飽くまでも保護を加へる、國家に於て失業者保護制度の設けられた場合には、矢張り彼等に保護を及ぼすことを必要とするのである。要するに人は自己の判断して、適當と認める標準よりも、以下の職業に就く可きことを強いられるものでない、斯る職業に就くことを峻拒するのは、其人の社會に對する責任であ

ると云ふ考の醸成され來つたことを知るを得るであらう。

二

失業の原因は一方に經濟社會が循環期的に、又季節的に變動することに對して、産業の組織に缺陷があつて、此變動に相應する程度に於て、伸縮を保たないと云ふ事實に存するのである。而して失業が相當の規模に於て生じたならば、一の事業に於ける失業者を轉じて、他の事業に於ける就業者たらしめることは、事實に於て不可能であり、殊に循環期的變動に依つて、一國に於ける殆ど總ての事業に不景氣の影響の及んだ場合に於て、其然るを見る一方に、季節的變動の起つた場合に於ても、近代の如く労働者の技術に特殊的性質を生じ來つた場合には、閑散と爲つた仕事に於ける失業者を偶々繁忙なる仕事に於ける就業者たらしめることも亦困難であつて、勢一旦發生した失業は瞬時に消滅せず、或る期間を通じて、繼續せざるを得ない。而して斯く失業の或る期間を通じて、繼續する爲めに、其社會に及ぼす影響も亦益々不良のものたるに至るのである。即ち第一失業者は概して賃銀收得者であるから、一旦失業した場合には、同等生活上に依頼する財力を持たない、隨

つて失業に次いで來る可きものは貧困、疾病、能率低減でなければならぬ。第二失業者にして何等か次の職業に就かうとして、機會の到來を待つて居り、然も景氣の容易に恢復しない爲めに、斯る機會を把握するを得ないとすれば、生活難に壓迫されて、如何なる賃銀の低廉なる仕事にも忍んで、之に就かうとする結果、事業主をして労働者全體に向つて、賃銀の標準を低下する好機を得せしめるに至る。失業者は所謂産業上の豫備軍であつて、事業主は何時たりとも、此豫備軍の内から、労働組合所定の標準率を打破する低い賃銀を以つて、労働者を雇傭するを得るとすれば、必ず之に乗じて現役兵たる現在就業中の労働者に對して、賃銀率を引下げんとする脅威を敢てするに相違ない。第三労働組合員中に多くの失業者が輩出し、其失業期間内に於ては、組合は一方に彼等から醜金を徴収するを得ず、而して他の一方に於ては彼等に向つて、失業惠與金を支拂はなければならぬとすれば、失業者が組合員中に増加し、又彼等の失業期間の長きに隨つて、労働組合の基礎は爲めに撼揺される危険を免かれない。労働組合を以つて、今日の社會生活に於て、重要な一の機關と認める以上は、之を失業の爲めに荒廢するに任さしめるが如きは、何とし

ても忍ぶ能はざる所に屬するのである。

三

失業の弊害の前記の如く重大であることを考へれば、其發生した場合に、直に國家的救済計畫を要求するに至ることは、論を俟たない所であるが、必ずしも當初から國家の施設に依つて、其解決を告げた譯ではない。例へば佛蘭西に於ては、後に述べる如く、永く營利を目的とする私人の職業紹介所があつて、失業問題に當つて居り、漸く千九百四年に至つて、公の性質を有する機關が組織されて、之に代つた次第であり、英國に於ても十九世紀末大都會に行はれた失業者の示威的行列が失業問題に對する公衆の同情を惹いて、漸次公共團體なり、國家なりの行動を促したのである。即ち失業問題に對する最初の解決は個人の任意的醵金であるとされる。社會が失業者の生活の慘憺たることを目撃し、特に失業者中自己の過失不謹慎等に依らず、經濟社會に起つた循環期的なり、季節的なりの變動に依つて、失業の已むを得ざるに至つた者の多きことを知り、是等は全く其失業したことを捉へて咎む可からざるものであるとして、社會の或る方面に於て、其救済に金錢上の負擔を敢

てし、續いて地方公共團體も救済事業に参加するに至るのである。然れども如何なる機關に依つて、失業問題の解決されるを問はず、其當初に於ては失業者の陥らんとする貧困の状態から、彼等を救助すると云ふ慈善的精神の發露が基礎と爲つて生ずるのであつて、此以外に一步をも出ることを得なかつた。隨つて國家が此問題に關係を持つようになつても、先づ中央地方兩政府の協力に依り、失業者當面の困難である貧困なる生活から、彼等を脱せしめることを主眼とするに至る。現に千九百五年英國に於て制定された失業者法の如き、其代表的のものであつて、人口五萬以上の都會に於て、貧困委員會なるものを組織し、地方吏員の外、救済法行政官并に救済事業に經驗を有する者を以つて、委員に充てることを規定した一事に徴すれば、其如何に貧困救済を主眼としたものであるかを明にするを得るであらう。即ち今世紀に爲つても、尙ほ英國に於て失業問題の解決は貧困救助に在ると誤解されて居つたことは、此一事に依つて、既に明瞭であるが、更に第二の缺點としては、法律の施行される範圍が一の地方を單位としたことであつた。若しも眞實失業問題を解決することを眼目としたならば、失業問題に對する施設は全國的であり、

全國に互る労働者の移動を行うことに依つて、失業者に職業を授け又現に不適當なる職業に就て、之に惱んで居る者を適當の職業に移さなければならぬと云ふ着眼點を持つことを至當とする筈であるのに、單に貧困救助を主とした爲めに、法律の及ぶ所を一の地方に限つて、満足したものと思はれる。

然しながら時日の経過するに従ひ、失業の爲めに生ずる貧困と失業以外の原因から生ずる貧困との間に嚴重なる區別をしなければならぬ事情が了解され、失業を救済するのは、必ずしも失業者に金錢を與へるの意でなく、却つて確實に職業を與へるを以つて、適切の方法とすると云ふ理解を生じた。此見地から労働に對して、多くの移動的性質を有せしめる、換言すれば事業主は何れに労働者を求め可きかを知らず、労働者亦如何なる場所に於て、職業に就く可きやを知らずして、失業した場合に、労働者の爲めに職業を、事業主の爲めに、労働者を搜索するに、如何なる方法を以つてするを可なりとするやと云ふことが研究され、而して之に對する斷案としては、産業上の無組織なる一事が動かす可からざる所と爲つた。既に産業が無組織である場合に、如何にして之を組織あるものたらしめるかに就ては、何と

しても國家の活動を煩さなければならぬ。即ち産業の全體に互つて、國家の力に依つて、一の組織を設け、其中心機關に於て、關係者の事情を明にすると共に、労働者を要する事業主と仕事を求める労働者とを接觸せしめることに依つて、始めて失業に對する施設が慈善救済と云ふような意義を脱して、純然たる産業上の問題と爲るのである。英國の如き近年社會政策の實行に就て着々其歩を進めた國であるに拘はらず、國家的基礎の上に立つて、失業問題の解決に着手したのは、千九百九年の職業紹介所法に始まり、千九百十一年の國民保險法第二部に依つて、其範圍を擴張したのである。前者は既に十數年の實驗を経たのであるが、其本來の趣意の誤まつて居らないことは、此間の成績に依つて、之を明にするに足りる。始め職業紹介所は Labour Exchanges と稱され、後に Employment Exchanges と改められた。蓋し労働と云ふ文字を冠する場合には、紹介所は單に労働者に對してばかり、職業を取扱うように狹義に解釋されるが、紹介所の實際に爲す所は労働者に關する職業のみに止まらず、一般の雇傭に關する。随つて之に適應する爲めに、廣義の意味の表示される名稱とする必要を生じたのであり、又 Labour Exchange 即ち労働取引所

と云ふときには、恰も穀物取引所、株式取引所等の場合に於けるが如く、労働其ものを物品視する嫌を生ずるからである。而して労働交換所と稱された時代には、當局者は單に労働と云ふ物品を取扱ひ、労働力を提供する労働者を無機物視するの傾きを免かれなかつた、少くとも斯る傾きがあつたと云ふ非難を生じたのであるが、名稱が職業紹介所に變更され、一方に當局者の事業其ものに對する理解も次第に加はり、紹介所は現在に於ては、單に或る單位に依つて代表される労働力を無差別に或る仕事に就かしめて、足れりとするものでなく、更に職業の種類、工場を研究し、且つ就職請求者の一身上に於ける能力を考査し、以つて實質的に労働の需要と供給とを調節することを期するに至つた。單に失業者の統計を一瞥し、其表に現れた失業者の数が職業紹介所の活動に依つて、多少なりとも減少したならば、之を以つて直に職業紹介所の事業の成功したものとするものも、一つの見方には相違ないが、私をして云はしめれば、職業紹介所の事業の眞實の成敗を見ようとするには、紹介所に依つて、適材が適所に置かれて、永く其地位に就て、一時的労働者の減縮し、斯くて就業の短期であり、労働の不熟練である爲めに、失業其もの、醸成される弊害を抑制することに存しななければならぬのである。

四

職業紹介所が活動し、諸種の事業に對する労働者の供給に、將た又労働者就職の便宜に或る組織が設けられるに至つたならば、失業する人の數は減少し、又其失業する期間も短縮される道理であるが、經濟社會に起る變動其ものに至つては紹介機關に依つて、之を如何ともするを得ざる譯であり、此點から保險制度なり、又は其他の施設なりに依つて、適當なる仕事の見出されない期間、労働者の生活を扶助する計畫を要するのである。元來失業問題が公衆の注目を惹くに至つたのは、近年の事であるとしても、労働者が其影響を蒙つて、苦んだのは、年既に久しとする。斯くて労働組合には必ず組合員から醸集した醸金があつて、之を以つて失業者の失業中に於ける生活を扶助する用に供したのであつて、隨つて一國の産業に今如何なる程度の變動が起りつゝあるかは、労働組合の支出する失業惠與金の金額に依つて、之を卜するを得たのである。而して斯る制度の効果として、第一労働者は其賃銀支給の停止された場合に、惠與金を受けるには、平生團結を設けなければなら

の事實を知る爲め、彼等の間に於ける團結力を鞏固ならしめる、第二斯く失業者が組合の惠與金に依頼して、生活しつゝある以上は、職業の選擇に對して、自重することゝ爲り、條件の不利なる職業を拒絶し、自然労働條件の改善に資せしめる、第三労働組合も亦失業惠與金の負擔を軽くする爲め、産業に組織を設け、労働者の生産力を大ならしめることに努力する等の利益を生ずるのである。然しながら労働組合の勢力の及ぶ所は一般の労働者に達しない、組合員の重なるものは熟練労働者であり、又高給の労働者であつて、一時的労働者の如き仕事の不定期のものや、本來賃銀低廉なるものは労働組合に加入して居らない、然も彼等こそ一旦失業した場合には最も大なる困難を感じる地位に立たざるを得ない次第であるのに、其れ等の人に對しては、労働組合に關係なき故を以つて、失業惠與金の利益が及ばないとしたならば、此制度に對して、大なる効果を望むを得ないのである。ゴツシエン卿は往年獨逸に於て國家保險に關する法律案の議會に上程された際或る會合に臨んで「保險——任意か、強制か」と題する講演を試み、其一節に於て「保險にして價值あるものとするれば、既に共濟組合は制規なく、干渉なく、労働の組織を労働者の掌裡より奪うことなくして、保險することを労働者に教へた。強制保險制度の如何に壓制であるかを見よ」と云つた。(Essays and Addresses on Economic Questions) 是れは慥に十九世紀の末年まで、英國に行はれた思想であつて、其根柢は實に労働組合の自治で行う失業者救済に依頼することに存したのであつた。然しながら之を事實に徴すると、眞實労働組合から失業惠與金を交付されることを必要とする階級に屬する者は組合に對して、職金を醸出するだけの資力を持たないものである以上は、自由放任主義の無價値であることは、自ら之を明にするを得るのである。

茲に於てか失業問題解決の爲めに、國家の助力を煩はすのが至當の順序と爲り、而して其之を煩はす理由は、國家以外に解決の衝に當る可き機關の存しないことに外ならない。斯くて英國に於ては千九百九年國家的基礎に於て、職業紹介所を設立したに續いて、千九百十一年の國民保險法に於ては、失業問題を解決する目的を以つて、労働者、事業主并に國家の三方面からの職金を據つて、七種の事業に従事する約二百四十萬人の労働者の爲めに、保險基金を設けることゝし、殊に同法の第百六條に於ては、或る條件の下に、労働組合が失業中の組合員に給與した失業惠與

金を六分の一の範圍内に於て、政府から賠償することを規定し、斯くて國家の失業保險制度を經營する一方に、勞働組合をして之に干與するに至らしめたのである。右の如き事情の下に、失業問題の解決法が發展し、失業保險制度の成立を告げるに至つたものとすれば、失業者の爲めに設けられた資金は始めは彼等の貧困を救済すると云ふ意義を持つて居たかも知れないが、貧困よりは寧ろ失業の齎す産業上の結果の國家の爲めに、恐る可きものゝあることが一般に理解されて、失業に對する國家的解決の必要を生ずるに至つたものと認めなければならぬ。蓋し勞働者にして失業中自己の生活を維持するを得ない場合には、失業に對して、大なる恐怖を感じるであらう。之を感じると共に、彼等は如何にして失業を回避し得るか、に就て苦心し、其苦心の結果、例へば契約勞働に従事する場合の如き、仕事を遅延させれば、させるだけ、雇傭される日數の永くなることを想像し、自然生産高に制限を加へようとする。若し夫れ適當なる施設を備へずして、永く人を失業の状態に放置したならば、其結果として生ずるものは、生活力并に熟練の破壊であつて、結局生産上の能力を傷けることゝ爲るのである。

五

一國産業上の形勢に消長あることの免かれざる以上は、其産業に従事する勞働者の間に、或る數の豫備軍の生ずることも、自然の勢であつて、好景氣の場合には、現役兵も豫備軍も其全員を擧げて、勞働に従事するが、不景氣の場合に、其一部分に必ず雇傭を得ざる者を生ずる。今日の兵役制度に於ては、豫備兵にも相當の義務を課して、何時現役兵を補充する爲めに、兵役に徴收されても、些の支障を訴へしめざることを期する。是れは兵役が國民に取つての一の義務であり、又兵役を了つた國民は兵役以外に、或る定職を持つて、衣食の計を爲すを得るの結果に外ならない。今、失業者は現に従事しつゝある勞働者に對して、豫備軍を爲すものであるからと云つて、此豫備軍たる失業者をして何時たりとも現役勞働者として勞働するに適せしめることも、國家の一片の命令に依つて、爲すを得るかと云へば、勞働者其ものが一の職業であり、而して失業者は此勞働を唯一の職業とするものである以上は、斯る事を期するのは、甚だ困難であつて、之を期するには、豫備軍に屬する勞働者に對して、失業保險金の形態に於て、生活の資料を與へ、以て安んずる所あらしめなけ

ればならぬ。斯の如くして失業者を扶助する資金は産業に對して、其好景氣である際に、不景氣時代に於けると同様の状態を以つて、労働者の供給を全うするに必要な経費と爲るものであり、生産費の一部を以つて、之を目するを得るのである。即ち失業者扶助に要する資金は第一、生産力の減損を防ぎ、第二、豫備労働者の能率を傷けずして、彼等を失業の状態に安んせしめると云ふ二個の目的を有するものであつて、如何なる源泉に就て、失業保険料を徴收し、以つて失業保険に必要な資金を調達す可きかと云ふ問題も専ら前記二個の目的に就て、之を解決するを得るであらう。今日文明諸國に於て、失業保険料の釀出法を決定するに當り、國家、事業主并に労働者の三者に分配するに就ては、其れれく據る所の理由がある。即ち國家は失業の抑制される一方に、失業者が失業中に於ても、尙ほ生活の安定を得る點に於て、一國治安の維持に資するを得るし、事業主は失業中の労働者をして其生活に於ける安定に依つて、他日の就職後に於ける労働能率を損傷せしめざるを得るの點に於て、失業保険基金を作成する上に、或る負擔に當る可き道理である。而して労働者が失業の危険に對して、失業の際に受くる利益に代うるに、平生或る負擔

に當るのは、第一斯の如くして就業時と失業時とに於ける労働者の生活に常調を保たしめるを得、第二斯の如くして失業保険の計畫から労働者に對する救済の分手を除却し、何處までも労働者を遇するに、一個獨立の士人を以つてする所以と爲り、第三失業の際に蒙る可き生活上の打撃を保険金の交付に依つて、緩和すると云ふ的確なる利益を存するからである。

六

失業保険金は職業に依り、賃銀率に依り、其金額の異なるを常とする。賃銀決定の一原則として、仕事に斷續的性質を有するものは、其繼續的性質を有するものに於けるよりも、賃銀の高かる可き道理である。蓋し前者に於ては、労働者は一箇月中の或る時期だけ、仕事に就き、其間に收め得たる賃銀を以つて、全月中の生活を支持すること、爲るのであるから、短期間の労働に依つて、長期間の生活を支持する所得を收めなければならぬ。随つて斯る場合には、其就業中に於ける賃銀の高きが如く、失業保険料も亦之を高くし、斯くて失業時に豊富なる保険金を支給し、彼等の就業期に於けると、失業期に於けるとの所得を略ぼ同一ならしめるを得る道

理であり、一方に仕事の繼續的性質を有する場合には、賃銀の低きが如く、保険料も亦之を低くし、斯くて收め得られた少數の保険資金を以つて、稀に起る失業に對して、少許の保険金を交付することに依つて、足れりとするが如くに見へる。賃銀が單に仕事の性質の斷續的であると、繼續的であると依つてのみ定まるものとすれば、誠に能く失業保険制度と歩調を一にして、進行するものと云へるが、賃銀の高低は必ずしも右の一個條のみに依つて、律されるものでなく、斷續的労働に従事する労働者にして、其競争者の多いこと、團結の薄弱であること、仕事に特殊の技術や、熟練を要しないことの爲めに、却つて賃銀の低廉なる場合があり、賃銀の低廉である結果として、失業保険料を負担するに困難であるに拘はらず、失業の危険が多くして、失業保険金を受領する機會に富んで居るとしたならば、國家が失業保険計畫を立てる上に於て、彼等に之を適用するには、相當の費用を負担しなければならぬ。労働組合の如き、本來限定的のものであり、一般労働組合に非ずして、特殊労働組合である以上は、右の如き状況に居る労働者は之を組合に加入せしめず、斯くて組合の規模内に於て行はれる保険計畫の實行を容易ならしめるを得る次第である。

るが、國家が一旦保険を計畫する以上は、事の易きものは之を選び、事の難きものは、之を避けるが如き、偏私の行はるゝを許す可きではない。事の難きを以つて、之を避けんとする階級こそ、實に保険を必要とするものであつて、之に保険の利益を及ぼして、始めて國家保険の特色を發揮するを得るのである。

七

私は本論を終るに臨み、最近英佛兩國が失業問題解決の爲めに、國家として如何に努力しつゝあるかの一斑を掲げたいと思ふ。

佛蘭西に於ては、歐洲戰爭中、失業者に對する一時的救濟の制度は労働省の管轄下に於て發展し、漸次永久的性質を有するに至つた。即ち千九百十四年八月政府は國民失業基金なるものを設け、之を(一)労働組合并に失業保険組合に對する特別助成金に充て、(二)失業救濟の爲めに或る組織を設ける費用を援助し、又現に救濟の爲めに交付された惠與金を償還する爲めに、地方團體に下付し、(三)失業者をして其職業の存する地方に赴かしめる費用に充てることとし、更に其後の規則に依つて、地方團體の交付した失業惠與金を國家に於て賠償する限度を定め、失業者一名に

對し、一日一法二十五サンチーム、其從屬者一名に對し一日五十サンチームを限度とする惠與金の三分の一を超へざることとし、千九百十九年に至つて、右の惠與金の限度を一人に付き二法二十五サンチームに、一家族に付き六法に引上げた。戰時中は失業者の減少した結果、失業問題の解決に大なる困難を告げなかつたが、戰後の不景氣來襲と共に、失業經濟基金の設けられるもの、九十七の市并に八の府縣に及び、之に要する經費亦千九百二十一年度に於て、三千五十四萬法に達したと報せられる。唯佛蘭西に於て、此問題の解決に就て、今日比較的有利なる地位に居るのは、第一荒廢地復興の爲めに、勞働に對して、大なる需要の存すること、第二爲替相場が自國に有利であり、貨銀亦低廉であつて、佛蘭西の市場に外國物資の侵入する勢を絶ち、一方に佛蘭西の貨物をして外國に販路を求めしめるに容易であること、第三戰時勞働者の數の減じたことに由るのである。

英國が戰後の失業問題に處する方便としたものは、實に失業保險制度の擴張であつて、先づ千九百二十年十一月の失業保險法の改正に依つて、同法を農業并に家庭勞働を除き、殆ど總ての職業に及ぼし、其適用を受ける人員は始め千九百十一年

の法律に於ては二百五十萬人に過ぎなかつたが、千九百十六年に於ては四百萬人と爲り、千九百二十年の改正に於て、一千二百萬人の多きに上り、國庫の負擔する經費亦百二十五萬磅から、三四百萬磅を往來するに至つた。一方に失業保險金は男子に對して、一週十一志から十五志に、婦人に對して十二志に引上げられ、男女兒に對しては其半額と爲り、一年を通ずる失業期間十二週又は六週間の保險料に對する一週間の保險金を限度とし、又保險金受領の資格を生ずるに就ては、十二週間以上の保險料を支拂ひ、仕事を爲すに適しながら、尙ほ之に就くを得ないことを條件とする。但し失業者が同盟罷業に基く缺位を補うことを拒絶しても、又以前自己の收めたよりも不利なる賃銀又は條件に於ける職業に就くことを拒絶しても、之を以つて職業を回避したものと認めない。

右の條例施行以前に於ては、經濟社會は既に不景氣に襲はれた一方に、高率の賃銀の行はれた結果として、事業家は或は全然工場を閉鎖したり、或は被傭者を減首したりして、失業者の數は著しく増加し、千九百二十年十一月五十萬人と數へられたものが、次月には百萬人を超へ、翌年の六月には二百二十萬人と爲り、此外に規定

よりも短時間の労働に服する者の數も八十萬人に上ると稱された。茲に於てか
 倫敦府會は内閣總理大臣に陳情して、府會自ら失業者の爲に、救濟工事を起す權限
 を得ることを要求し、政府亦之を容れて、千九百二十一年十二月之に關する法律を
 制定し、着々失業者を諸方面の公營事業に吸収した。一方に官設工場に於ては、短
 時間労働制を採用し、或は毎六週間に一週間の休暇を與へ、或は毎週に七時間の休
 暇を與へ、或は土曜日の労働を全廢する方法を取つた。然も斯く労働時間の短縮
 されるに隨つて、賃銀の削減されることは、労働組合の最も熱心に反對する所であ
 つて、之に對抗する爲めに労働黨と相結んで、失業保險金を男子に對して四十志に、
 婦人に對して二十五志に増額することを要求した。政府も亦豫てから保險金を
 不充分と考へて居つたものであるから、千九百二十年失業保險に關する法律改正
 案を提出し、結局男子に對する保險金を十五志から二十志に、婦人に對する保險金
 を十二志から十六志に引上げ、男女兒童に對する分を其半額とし、一方に保險料は

労働者

事業主

國家

男子

五片

六片

二片七五

婦人
 男兒
 女兒

四

二半

二

五

三

二半

二二五

一七五

一二二五

の割合を以つて、各自分擔することとし、保險金受領の資格に就ても、受領者は千九
 百十九年末日以後三十週間以上就職したものであること、一方に保險金は二十
 六週間を最高限として、支給される規定であつて、千九百二十一年三月三日以來實
 行された。此改正は被保險労働者の間に於ける失業率は千九百二十二年七月始
 めまで九分五厘以上に上らない基礎の下に行はれたのであつたが、同年六月の終
 りに於ては、早くも失業率は一割七分八厘に達し、保險料を引上げるか、保險金を引
 下げるか、孰れか一の手段に出でなければ、保險制度の維持を不可能とする事情と
 爲つたので、政府は千九百二十一年を以つて、更に保險法を改正し、保險金并に保險
 料に就ては、

保險金

保險料

労働者

事業主

國家

男 子	一五 _五	七 _片	八 _片	三 _片 七五
婦 人	一二	六	七	三二五
男 兒	七半	三半	四	一一四五
女 兒	六	三	三半	一一六

とし、保険料受領の資格を(一)二十週間以上被保険事業に従事したこと、(二)規則正しく斯業に使役されること、(三)完全なる時間の職業を求めて居るが、之を得られないこと、(四)二十週間以上の保険料を負担したこと、の諸點とし、更に千九百二十一年の失業者從屬家族法に於て、保険料の下に、失業保険金を受領する失業者は男女の別を問はず、其扶養する兒童一名に付き一週間一志の割増保険料を受け、失業者が男子であつて、有妻者であれば妻に對して、一週間五志の割増保険金を失業者が婦人であつて有夫者であれば、夫に對して、同額の割増保険金を受けることゝ爲り、一方に千九百二十二年四月の失業保険法に於て、保険料に左の如き改正が行はれた。

勞働者

事業主

國家

男 子

九_片

一〇_片

六_片七五

婦 人	七	八	五二五
男 兒	四半	五	三一四五
女 兒	四	四半	三一六

右の如き計畫の下に、千九百二十一年中失業者并に其家族の爲めに支辨された金額は五千八百六十萬磅に上り、一方に職業紹介所の行政費亦二百八十萬磅に上つた。英國が如何に大なる決心を以つて、失業問題に當りつゝあるかは、此金額を以つてして之を知るに難しとしないのである。